

平成 30 年 9 月 20 日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

(担当・内線) 室長 唐木 啓介(3814)

室長補佐 平井 智章(3844)

(電話・代表) 03 (5253) 1111

(電話・直通) 03 (3595) 2172

平成 30 年北海道胆振東部地震による 被害状況等について (第 21 報)

9 月 20 日 8 時 00 分時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですのでお知らせします。

平成30年北海道胆振東部地震について（第21報）

1 厚生労働省における対応

- 9/6 03:40 厚生労働省災害情報連絡室設置
 - 9/6 07:34 厚生労働省災害対策本部設置
 - 9/6 09:30 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催
 - 9/6 10:00 北海道厚生局に「厚生労働省現地対策本部」設置
-
- 職員の現地等への派遣状況（9/20 08:00現在）
現在、8名が北海道庁、苫小牧保健所、安平町・厚真町役場にて活動中。
累計で35名。

2 医療関係

(1) 医療関係全般

9月6日 北海道 03:36 EMIS 災害モードに切り替え。

(2) 医療施設（精神科病院を除く）の被害状況

EMIS（08:00時点）及び北海道より情報収集

- ・入院病棟倒壊・倒壊の恐れ 0件
- ・停電 0病院
- ・水使用不可 0病院
- ・医療ガス使用不可 0病院

※現時点で、ライフラインの途絶や病院の倒壊などにより全患者の移送を要するような状況は生じていない。

(3) DMAT の状況

- ・9月6日 13:38 北海道が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県のDMATに派遣要請。
- ・9月6日 13:38 北海道がDMAT ロジスティックチームの派遣を要請。
- ・9月15日でDMAT、DMAT ロジスティックチームの活動が終了。

(4) 救護班の活動状況

- ・ 日本医師会(JMAT) 3チーム
- ・ 日本赤十字社 2チーム

(5) 在宅呼吸療法（在宅酸素療法、在宅人工呼吸療法）患者の安否確認状況について

【医療機器メーカーに対する確認】

在宅呼吸療法（在宅酸素療法、在宅人工呼吸療法）に係る機器を製造販売している会社12社に対し、患者の安否状況の確認と、バッテリー等の緊急配送等について依頼し、全員安全確認又は移送済み。

在宅酸素・呼吸療法患者用酸素ポンペの本州から北海道への緊急配送について企業から依頼を受けて、9月6日の政府災害対策本部において対応決定。9月8日夕方に、自衛隊の空輸により、仙台から千歳に酸素ポンペ300本を搬送済み。

【酸素供給装置の保守点検事業者に対する確認】

在宅酸素療法に係る機器の保守点検を行っている会社19社へ電話で、患者の安否状況の確認と、サービス継続状況等について確認を実施。

9/14 18時時点で、7,020名全員の安全確認が終了（医療機器メーカー確認分と重複がありえる。）。

【医療機関に対する確認】

在宅人工呼吸器療法を提供している在宅療養支援病院等72病院に対し、患者の安否や在宅人工呼吸器療法の継続の可否等について確認中。

9/9 全ての施設で確認終了。移送等の対応を必要とする患者情報の報告はない。

(6) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売業販売関係

メーカーについては、一部工場において復旧作業中（供給は在庫で対応中）。卸については、経済産業省と調整し、道公安委員会に緊急車両として届出を行っている車両（400台程度）について、中核SSにおける優先給油の対象とする旨の事務連絡を発出（9月8日）。引き続き停電等による安定供給への影響に関して情報収集を行う。

(7) 患者用給食について

物流が回復したことより、9/12 16:00時点でこれまで情報収集していた医療機関全てにおいて患者用給食の供給ができなくなるおそれはなくなった。

今後も、患者用給食の提供について要請があった場合には、支援する体

制を継続する。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・北海道内の45市町村において最大56,750戸の断水が発生（不明及び家屋等損壊地域を除く）。これまでに電力の復旧や水道管の復旧等により、56,102戸で給水を再開しており、9/20 8時現在において、2町で648戸が断水中。（9/19 09:00報告比▲64戸）

※札幌市、羽幌町、平取町、むかわ町、日高町における断水発生報告に訂正があったため、最大断水戸数が変更。

- ・被災水道事業者等における被災状況や復旧状況、要望を職員派遣等により聴取しつつ、復旧作業の進捗に応じて必要となる技術者の支援等が円滑に進むよう調整中。
- ・（公社）日本水道協会に対し、応急給水・応急復旧の支援を行うよう要請。同協会と被害情報を共有しつつ、適切な応援体制が確保されるよう調整中。
- ・札幌市等の水道事業者の要請を踏まえ、経済産業省の支援により、自家発電用の重油等が確保できるよう対応。なお、その他要請のあった市町については、通電再開等により対応を要していない。

② 応急復旧の状況

・安平町

札幌市、本別町及び足寄町の支援を得て水道管の漏水調査及び復旧工事を実施中。復旧した地区から、順次、給水開始中。

・厚真町

新設したばかりの富里浄水場が土砂災害により破損。直近まで使用していた新町浄水場について、再稼働の準備と復旧が完了し、11日から再稼働。12日から水道管の漏水調査及び復旧工事を実施中であり、復旧した地区から、順次、給水開始中（一部の区域は生活用水）。^{かみあつま}上厚真浄水場の給水区域においては、10日までに浄水場の復旧を完了し、小樽市、岩見沢市、札幌市、苫小牧市及び千歳市の支援を得て送水管・配水管の漏水調査及び復旧工事を実施中であり、復旧した地区から、順次、給水開始中（一部の区域は生活用水）。

③ 復旧事業・応急給水の支援状況

安平町、厚真町、むかわ町、日高町における被災状況調査や復旧方針策定等の支援のため、（公社）日本水道協会を通じた災害復旧支援として、7～8日に札幌市が技術者3名を派遣。

日本水道協会北海道支部が、9日に安平町に現地対策本部を、12日に厚真町に同本部分室を設置し、安平町と厚真町の復旧事業を全面的に支援（岩見沢市、苫小牧市、千歳市等より9/19時点で30名。厚生労働省からも職員を派遣。）。

9/19時点で道内の4水道事業者（給水車3台）、自衛隊等が応急給水を支援中。

【断水被害の状況】

道・市町名	断水戸数（戸）※1		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【北海道】 あひらちよう 安平町	3,593	333	9/6～	・ 水道管が破損（一部で復旧完了） ・ 停電（停電の影響により断水していた地域は通電再開により解消） ・ 応急給水実施中（自衛隊、国土交通省、函館市、室蘭市及び登別市が支援）
あつまちよう 厚真町	1,944	315	9/6～	・ 富里浄水場が土砂崩れで破損 ・ 水道管が破損（一部で復旧完了） ・ 応急給水実施中（自衛隊、苫小牧市が支援）
合計	5,537	648		※「最大」数は、災害発生以降に断水した最大戸数の合計値

【給水再開】

道・市町村名	断水戸数（戸）		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【北海道】 いしかりし 石狩市	不明	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）
みかさし 三笠市	100	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
もんべつし 紋別市	7	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）
えにわし 恵庭市	14	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
えべつし 江別市	23,500	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）

ゆうばりし 夕張市	4	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
おたるし 小樽市	48	0	9/6～7	・ 停電（通電再開により解消）
だてし 伊達市	300	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
のぼりべつし 登別市	30	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
おびひろし 帯広市	1	0	9/6～7	・ 停電（通電再開により解消）
むろらんし 室蘭市	2,910	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
ほこだてし 函館市	522	0	9/6～7	・ 停電（通電再開により解消）
さっぽろし 札幌市	<u>15,993</u>	0	9/6～ 12	・ 水道管が破損（復旧完了） ・ 停電（停電の影響により断水していた地域は通電再開により解消）
きもべつちよう 喜茂別町	35	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）
さろまちよう 佐呂間町	60	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）
ほろかないちよう 幌加内町	1	0	9/6	・ 停電（手動による薬品注入により解消）
あいべつちよう 愛別町	10	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
ちつべつちよう 秩父別町	10	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
きようごくちよう 京極町	50	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
よいちちよう 余市町	50	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
いけだちよう 池田町	45	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
はほろちよう 羽幌町	<u>3,376</u>	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
おとふけちよう 音更町	5	0	9/6	・ 停電（自家発電により解消）

はまとんべつちょう 浜頓別町	4	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
ぬまたちょう 沼田町	不明	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
くりやまちょう 栗山町	不明	0	9/6	・ 水道管が破損（復旧完了）
なんぼろちょう 南幌町	不明	0	9/6	・ 水道管が破損（復旧完了）
うらうすちょう 浦臼町・ うりゆうちょう 雨竜町	48	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
つべつちょう 津別町	17	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
とうやこちょう 洞爺湖町	20	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
ましけちょう 増毛町	17	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
くしろちょう 釧路町	54	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
うらかわちょう 浦河町	55	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
おけとちょう 置戸町	20	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
そうべつちょう 壮瞥町	10	0	9/6～8	・ 停電（通電再開により解消）
かみのくにちょう 上ノ国町	6	0	9/6～7	・ 停電（通電再開により解消）
びえいちょう 美瑛町	4	0	9/6～8	・ 停電（自家発電により解消）
びらとりちょう 平取町	<u>1,260</u>	0	9/6～9	・ 水道管が破損（復旧完了）
むかわ ^{ちょう} 町	<u>1,031</u>	0	9/6～ 12	・ 停電（通電再開により一部解消） ・ 水道管が破損（復旧完了）
ひだかちょう 日高町	<u>1,530</u>	0	9/6～ 16	・ 浄水場の破損（復旧完了） ・ 水道管の破損（復旧完了） ・ 応急給水実施中（自衛隊が支援）※2
さらべつむら 更別村	1	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）

あかいがわむら 赤井川村	65	0	9/6	・ 停電（通電再開により解消）
合計	51,213	0		

総計	56,750	648		断水解消は56,102戸
----	--------	-----	--	--------------

※1 家屋等損壊地域^(注)にある81戸（札幌市56戸、厚真町25戸）を除く。

（注）家屋等損壊地域は、地震により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として自治体から報告のあったもの。

※2 日高町では、断水による濁り水への対応として、応急給水を実施中。

(2) 検疫所の被害状況

① 小樽検疫所（本所）

- ・ 職員の安否：小樽検疫所管内職員は全員無事（51／51人）（9／6）。
- ・ 施設への被害：停電は復旧（9／6）。
- ・ 検疫業務への影響：通常業務に復旧（9／6）。

② 小樽検疫所千歳空港検疫所支所

- ・ 施設への被害：停電は復旧（9／7）。
- ・ 検疫業務への影響：通常業務に復旧（9／7）。

③ 小樽検疫所本所・千歳空港検疫所支所以外の出張所（計11カ所）

- ・ 施設への被害：通常業務に復旧（9／6）。
- ・ 検疫業務への影響：通常業務に復旧（9／6）

(3) 火葬場の被害状況

厚真町の厚真葬苑、安平町の早来斎場、追分斎場、むかわ町の鷓川斎場、穂別斎場、平取町の平取町斎場が被害を受け、使用不能の状況。火葬については、周辺自治体の協力を得て対応しており、支障は出ていない。詳細は確認中。（9／12）

(4) 関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、平成30年9月6日付けで、被災者等の宿泊支援及び入浴支援に関し、被災自治体から依頼があった場合に積極的な協力を行うことを文書で要請。

(5) 食中毒予防対策

① 平成30年9月6日付け通知で、北海道庁と道内保健所設置市（札幌市、函館市、旭川市、小樽市）に対し、食中毒対策について以下の事項を要請した。

- ・ 避難所での食中毒発生予防のため、継続的な啓発を実施すること。その際には厚労省から提供した予防のポイントをまとめたリーフレットファイルも活用すること。

※ 食中毒の発生（疑いを含む）の初期段階から厚生労働省に情報共有すること。（避難所での食中毒発生時の適切な対応のため、厚生労働省として必要な対応を行う。）

(6) 株式会社日本政策金融公庫関連

株式会社日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、平成30年9月6日付けで、当面の貸付業務についての配慮を要請。

(7) その他

平成30年9月12日に、都道府県に対し、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の災害融資の申し込みにあたり必要とされる「推せん書」などについて、事後徴求を可能とすることや、罹災証明書を提出することにより「推せん書」の提出を省略することを可能とする旨の通知を発出。

4 社会福祉施設等関係

北海道に対し、胆振地方中東部を震源とする地震による社会福祉施設等の被害に関する情報収集・提供を依頼するとともに、関係団体に対し、同様の依頼を行った。電気・水の供給状況について、緊急対応が必要な施設については、経産省と連携し対応済み。今後も必要に応じ対応。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

北海道に対し、胆振地方中東部を震源とする地震による社会福祉施設等の被害に関する情報収集・提供を依頼するとともに、関係団体に対し、同様の依頼を行った。電気・水の供給状況について、緊急対応が必要な施設については、経産省と連携し対応済み。今後も必要に応じ対応。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

北海道北広島市、根室市、厚真町、むかわ町、新冠町の特別養護老人ホーム1か所、軽費老人ホーム1か所、認知症高齢者グループホーム1か所、有料老人ホーム2か所において打撲、裂傷及び骨折の人的被害があったが、すでに処置済み。

厚真町の特別養護老人ホーム1か所でスプリンクラーの誤作動により施設内が水浸しとなり、入所者は別施設へ避難。安平町の認知症グループホーム1か所で建物の安全が確保されるまでの間、利用者が避難所に避難していたが、施設へ戻ったことを確認済み。

また、北海道札幌市、登別市、苫小牧市、石狩市、室蘭市、むかわ町、安平町、日高町、平取町、新冠町、厚真町の特別養護老人ホーム12か所、養護老人ホーム1か所、介護老人保健施設4か所、軽費老人ホーム3か所、認知症グループホーム19か所、小規模多機能型居宅介護事業所3か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所、通所介護事業所2か所、老人短期入所施設3か所において水漏れや建物に亀裂が入るなどの被害があったが、サービスの提供に影響なし。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

北海道札幌市、厚真町、日高町、平取町、新ひだか町、むかわ町、安平町の障害者支援施設5か所、グループホーム5か所、生活介護事業所2か所、就労継続支援A型事業所1か所、就労継続支援B型事業所8か所、就労移行支援事業所1か所、自立訓練事業所1か所、児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所、相談支援事業所2か所、及び居宅介護事業所1か所において外壁の亀裂等の被害があり、うち厚真町の障害者支援施設1か所、むかわ町のグループホーム1か所においては入所者が別施設等へ避難済み。現時点では、人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

北海道札幌市の母子生活支援施設1か所において内壁の亀裂等の被害があり、避難所に避難中であつたが、他施設への転所等により避難解消。

北海道札幌市、千歳市、苫小牧市、厚真町、日高町、平取町、安平町の保育所18か所、児童厚生施設1か所において窓ガラス破損等の軽微な被害あり。

現時点では、人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

(4) その他

9月7日付け通知で、北海道、札幌市、函館市、旭川市に対し、社会福祉施設等において、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難をする等、停電の影響による要配慮者の安全対策に万全を期すよう依頼した。

9月7日付け事務連絡で、関係全国団体に対し、北海道胆振東部地震に伴う節電に向けた具体的な取り組みについて、道内の関係団体に周知・協力を依頼した。

5 心のケア・精神科病院関係

(1) 精神科病院等の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) DPATの状況

北海道DPAT調整本部設置（9/6）

岩手県DPAT1隊、秋田県DPAT1隊は11日で活動終了。

北海道DPAT1隊が15日で活動終了。北海道精神保健福祉センターによるこころのケアチームが15日にDPAT隊の活動を引き継ぎ、19日は厚真町、むかわ町、安平町の避難所で活動。20日はこころのケアチームが胆振管内の避難所で活動予定。

(3) 第1回公認心理師試験

・北海道会場（天使大学、北海道文教大学恵庭キャンパス）については、被災状況を踏まえ、9日の試験を中止。（後日追加の試験を実施予定）

6 保健・衛生関係

(1) 人工透析

北海道及び近隣自治体に対し、地震に伴い透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう、被害状況確認の連絡体制確保を依頼。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。

【北海道】

停電、施設破損等により透析に影響が出たとの報告があった54施設については、全施設で停電は復旧し、通常どおり透析を行っている（9/12）。

被害状況については、在宅透析の情報把握も含め、各都道府県の担当者、日本透析医会、がん・疾病対策課で共有することを確認。引き続き、情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養患者

地震発生を受けて、在宅人工呼吸器使用難病患者の安否情報について、各市町村における情報の把握及び報告を関係自治体に要請。人工呼吸器使用の難病患者224名、小児慢性特定疾病児童86名について被害なしとの報告あり。

人工呼吸器製造メーカーに対し、在宅人工呼吸器使用患者の個別の被害情報の把握への協力を依頼。（詳細は「2 医療関係」の（4）に記載のとおり）

患者団体に対し、被災地域の地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼

引き続き、状況の把握に努める。

(3) DHEAT について

- 9月7日付で北海道に対し、DHEAT 派遣の必要が生じた際は連絡するよう要請した。
- 9月7日付事務連絡で、北海道及び札幌市に対し、DHEAT 派遣に関する依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、DHEAT 派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
 - ・ 9月7日付「夜間・休日における「災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT) 及び「保健師」の災害時における派遣の調整依頼について」(平成30年9月7日付け健康局健康課地域保健室保健指導室事務連絡)
- 苫小牧保健所の活動を支援するため、道において、道内の保健所長を中心とするチームを編成し、苫小牧保健所へ9月11日より派遣。

(4) 被災者の健康管理

① 保健師応援派遣について

- 9月7日付で北海道、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市に対し、道外からの保健師応援派遣の必要が生じた際は連絡するよう要請した。
- 9月7日付事務連絡で、北海道、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市に対し、保健師派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、保健師派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
 - ・ 9月7日付「夜間・休日における「災害時健康危機管理支援チーム」(DHEAT) 及び「保健師」の災害時における派遣の調整依頼について」(平成30年9月7日付け健康局健康課地域保健室保健指導室事務連絡)
 - ・ 9月7日付「夜間・休日における「保健師」の災害時における派遣の調整依頼について」(平成30年9月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
- 9月7日より苫小牧保健所管内の安平町、厚真町、むかわ町については、道内保健所よりローテーションで保健師の派遣を実施中。
- 9月7日に北海道より保健師の派遣要請があり、厚生労働省において調整を行った結果、苫小牧保健所を拠点とし、安平町、厚真町、むかわ町において、9月11日より2チーム、9月12日より1チームが活動中。
- さらに、9月11日に北海道より保健師の追加派遣要請があり、厚生労働省において調整を行った結果、9月14日より8チームが活動中。また、9月20日より新たに3チームが加わり、合計11チームが活動予定。

派遣先	活動場所	チーム数		派遣元
		活動中	予定	
北海道	苫小牧保健所管内のうち安平町、厚真町、むかわ町	8	3	青森県（9/11～）、 仙台市（9/11～）、 福島県（9/12～）、 岩手県（9/14～）、 宮城県（9/14～）、 茨城県（9/14～）、 千葉県（9/14～）、 川口市（9/14～）、 秋田県（9/20～）、 山形県（9/20～）、 群馬県（9/20～）

②保健師等の活動について

○避難所で保健師などが行う保健活動に活用するため、9月6日付けで北海道、札幌市及び函館市に対して、9月7日付けで旭川市及び小樽市に対して、以下の事務連絡を送付し、被災者への対応を要請した。

- ・9月6、7日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」（平成30年9月6日付け健康局健康課保健指導室事務連絡、平成30年9月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・9月6、7日付 「管轄避難所情報の記録様式について」（平成30年9月6日付け健康局健康課保健指導室事務連絡、平成30年9月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・9月6、7日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（平成30年9月6日付け健康局健康課保健指導室事務連絡、平成30年9月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）

③被災者の方々が避難所での生活を健康に過ごすことができるよう、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室が作成したリーフレット「避難所生活で健康に過ごすために」を、避難所に掲示したりする等積極的に御活用をいただけるよう、周知を要請する事務連絡を北海道及び札幌市に発出した。

- ・9月9日付 「避難所生活で健康に過ごすために」について」（平成30年9月9日付け健康局健康課事務連絡）

④避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援に係る以下の事務連絡を送付し、被災者への対応を要請した。

- ・ 9月6日付 「胆振地方中東部を震源とする地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について（協力依頼）」（平成30年9月6日付け健康局健康課栄養指導室事務連絡）
- ・ 9月6日付 「胆振地方中東部を震源とする地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」（平成30年9月6日付け健康局健康課栄養指導室事務連絡）

⑤アレルギー疾患への対応状況については、9月6日付で北海道庁の担当部局に対し、「避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応について」の事務連絡を発出し、避難所においてアレルギー疾患を有する方に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・ 避難所におけるアレルギー対応についてのポスター掲示
- ・ 避難所においてアレルギー患者への医療的対応が必要になった際の対処法を示したパンフレットの紹介

9月7日付けで、「平成30年北海道胆振東部地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」の3省庁連名課長通知を発出し、都道府県、保健所設置市、特別区の食品表示主管部（局）長に対し、食品表示に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・ 災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用
- ・ アレルギー表示や消費期限については、被災者の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象

⑥感染症予防対策について

- ・ 事務連絡「平成30年北海道胆振東部地震による被害地域における感染症予防対策について」を発出し、北海道と道内保健所設置市（札幌市、函館市、旭川市、小樽市）に対し、感染症の予防法等について、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。（9/7）
- ・ 「避難所内のトイレの衛生管理について」等のリーフレットを送付し、北海道と道内保健所設置市（札幌市、函館市、旭川市、小樽市）に対し、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。（9/7）

(5) その他

- ①感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況
現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- ②特殊ミルクの供給について、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会及び特殊ミルク製造3社に対して、安定供給に関する協力依頼の事務連絡を発出。

7 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- 医療用ガスボンベが浸水等し、ボンベが不足した場合に工業用ガスボンベを代用して柔軟に対応できるよう、9月6日付けで事務連絡を发出。
- 他の薬局等の管理者が被災地に赴いて調剤等に従事する際の手続の簡略化して柔軟に対応できるよう、9月14日（金）付けで事務連絡を发出。
- 現時点で被害報告は以下のとおり。処方箋応需体制に支障が生じていないが、引き続き情報収集に努める。

	被害件数	詳細状況
北海道	勇払郡厚真町 1 件	再開済（当初、全壊との情報であったが、情報の再確認により修正）。
	勇払郡安平町 1 件	建物内の被害はあったが、建物自体の損壊なし。再開済。
	勇払郡むかわ町 2 件	1 件：建物内の被害はあったが、建物自体の損壊なし。再開済。 1 件：薬局の建物が傾き、開局不可。

(2) 輸血用血液製剤

日本赤十字社に確認したところ、現時点で輸血用血液製剤の安定供給等に支障は出ていない。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物製造（輸入）業における毒物劇物取扱施設関係

北海道勇払郡むかわ町の販売業で1件、被害報告あり。その他は現時点で被害報告及び毒物劇物の流出等の事故は無し。引き続き情報収集に努める。

	被害状況
北海道	勇払郡むかわ町 1 件（販売業）：建物への被害 ※営業不可。詳細確認中。

8 障害者福祉関係

(1) 利用者関係

- 9月6日付で、北海道に対して、被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知。
- 9月7日付で、北海道に対して、避難所等で生活する障害児者に障害の特性に応じた配慮を行うことを要請。

- 9月14日付で、被災により受給者証等を提示することができない場合でも、障害福祉サービス等を利用して差し支えないこととした。

(2) 事業者関係

- 9月6日付で、市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に要請。
- 9月6日付で、被災地域の児童福祉施設等に入所する障害児等の広域的な受入体制の構築や、当該障害児等に係る費用徴収の減免措置等を行っても差し支えないこととした。
- 9月6日付で、被災地域において一時的に避難をしている利用者等に対する以下の柔軟なサービス提供方法を報酬の算定対象としても差し支えないこととした。
 - ・ 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象とすること
 - ・ 障害者支援施設等が定員を超過して利用者を受け入れた場合でも所定の報酬の請求ができること 等
- 9月7日付で、北海道及び国保連に対して、8月サービス提供分の介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱い（概算で請求してもよい旨等）について、事務連絡を发出。
- 9月14日付で、被災した就労継続支援A型事業所について、生産活動収入の減少が見込まれるときには自立支援給付を賃金に充てても差し支えないこととした。

(3) その他

- 9月7日付で、特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請。

9 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について

9月6日付けで、北海道（管内市町村）に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用料や保険料の負担をすることが困難な者について、利用料の減免や保険料の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡。

また、同日付で、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保

険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出。

- 9月7日付けで、被災した認知症の人や家族が避難所等で安心して過ごせるよう健康管理に係るチラシ、支援ガイドなどを避難所に周知するよう、要請。
- 9月7日付け事務連絡で、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下の発症が危惧されることから、避難所等における心身の機能の低下の予防に係るチラシなどの避難所等での活用を北海道庁に対し依頼。
- 9月11日付けで、避難を要する要介護者等が別の地域の地域密着型サービス等を利用する手続きを事後的に行う等柔軟に取り扱うことが可能である旨北海道、札幌市、函館市、旭川市に周知。

(2) 事業者関係

- 9月7日付けで、各都道府県に対し、今般の地震により介護サービス提供記録を滅失等した場合において、介護報酬の概算請求を可能とすること及び通常の方法による請求の場合の提出期限を延長すること（9月10→9月14日）などを可能とする旨を周知。
- 9月14日付けで、各介護保険サービスに係る介護報酬の算定要件等の柔軟な取扱いについて都道府県等に周知。

10 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・ 児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
- 9月6日付けで、母子衛生研究会に対して、避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給に当たって協力を要請。

- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供。
- 9月7日付けで、各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと

(2) 事業者関係

- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。

(3) その他

- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える 等
- 9月6日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予 等

11 医療保険関係

(1) 通知等の発出状況

- 9月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 ※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（平成30年9月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付。
 ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 9月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 ※「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」

(平成30年9月6日付け保険局高齢者医療課事務連絡)を送付。

- 9月6日付 全国健康保険協会、健康保険組合、社会保険診療報酬支払基金、健康保険組合連合会及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(平成30年9月6日付け保険局保険課事務連絡)を送付。
- 9月6日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請。
※「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(平成30年9月6日付け保険局医療課事務連絡)を送付。
- 9月6日付 公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡
※「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(平成30年9月6日付け関係課連名事務連絡)を送付。
- 9月7日付 診療報酬請求の期日延長及び被災により診療録等が滅失した場合等に診療報酬の概算請求ができること等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請。
※「平成30年北海道胆振東部地震による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(平成30年9月7日付け保険局医療課事務連絡)を送付。
- 9月14日付 定数超過入院等に係る診療報酬上の特例等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請。
※「平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療

関係等及び診療報酬の取扱いについて」(平成30年9月14日付け保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡)を送付。

12 年金関係

9月6日付

日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務(通知)」の再周知について、平成30年9月6日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

9月7日付

年金担保融資について、任意繰上返済後の再借入申込み制限の緩和と一定期間の返済の猶予など貸付条件変更ができる旨を実施機関の(独)福祉医療機構が受託金融機関に周知。

13 労働関係

(1) 事業活動及び雇用への影響

- ・ 9月10日より、胆振東部を中心とする地域に所在する事業所に対して、事業活動への影響及び雇用への影響について、調査を実施。
- ・ 調査の過程や労働局・労働基準監督署・ハローワークに寄せられた相談等を端緒として、解雇等のおそれがある事案を把握した場合は、解雇等に係るルールを周知するとともに、雇用保険の特別措置及び雇用調整助成金を周知し、地震被害を理由とする安易な解雇等を行わないよう丁寧に働きかけを実施。
- ・ 事業活動への影響が生じている事業所の事業者や労働者の方々に参考としていただけるよう「平成30年北海道胆振東部地震による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ&A」を公表(9月12日)。

(2) 労働災害関連

ア 労働災害発生状況

発電所の復旧に向けた点検作業中に、機械装置に足を挟まれ労働者1名が負傷。引き続き情報収集に努める。

イ 労働災害防止対策等

- ・ 本省保有の防じんマスク6千枚を北海道労働局及び労働基準監督署に発送(9月10日)
- ・ 追加で苫小牧労働基準監督署に切創防止用手袋1,000双等を発送(9月12日)

日)

- ・ 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に9月14日より対応。
- ・ 北海道労働局に対し復旧工事における労働災害防止対策の徹底について課長通達を9月14付けで発出。あわせて建設業労働災害防止協会ほか建設業界に対して協力要請を行い、関係事業者に周知することを依頼。

(3) 労災保険関係

- ・ 9月7日付で今回の地震による被害により、労災保険給付請求書に事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には、証明が受けられなくても請求書を受理するよう、都道府県労働局に指示
- ・ 9月10日付で労災診療費等に関して、以下の内容を都道府県労働局に指示するとともに、日本医師会に周知を依頼。
 - ① 請求の期日を延長すること
 - ② 被災により診療録等を滅失又は棄損等した労災指定医療機関による特例的な請求を認めること
- ・ 9月11日付事務連絡で、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、都道府県労働局に指示。(事務連絡「平成30年北海道胆振東部地震の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」)

(4) 社会復帰促進等事業関係

- ・ 9月7日付で今回の地震等により、アフターケアに関して健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合でも、アフターケアの受診が可能である旨を周知すること等を都道府県労働局に指示。
- ・ 9月12日付で、今回の地震による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化を行い、迅速に処理するよう北海道労働局に指示。

(5) 勤労者生活関係

① 勤労者退職金共済機構

- ・ 9月6日付で、被災した中小企業退職金共済契約者(事業場)の掛金について、納付期限を延長することができること、退職金の支払手続を簡素化すること等の取扱いが可能な旨をホームページにて周知。
- ・ 9月6日付で、被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置等をホームページにて周知。

② 労働金庫

(被災した顧客等への対応状況)

9月7日付けで、以下の対応を実施。

- ・ 預金通帳(証書)を紛失した場合の払戻について、預金者本人の確認を

条件に便宜的に取り扱う。

- ・ 預金口座の届出印のない場合には、自署により取り扱う。
- ・ 定期預金の期限前払戻及びこれを担保とした融資について、事情により取り扱う。
- ・ 今回の災害による障害のため支払期日が経過した手形の取扱について、相談に応じる。
- ・ 汚損・破損した紙幣及び貨幣の引換に応じる。
- ・ 今回の災害による被害に対する特別融資制度「災害救援ローン」の取扱を開始した。
- ・ 今回の災害による被害の影響により、借入中の住宅ローン等の返済が困難となった方への相談に応じる。

(労働金庫店舗等被害状況 9月10日10時00分現在)

- ・ 北海道労働金庫
⇒全店舗通常営業
⇒全ATM通常稼働

○9月8日付で、北海道労働金庫に対して、北海道胆振東部地震に伴う節電に向けた取り組みについて協力を依頼した。

北海道労働金庫においては、HPに「平成30年北海道胆振東部地震」に伴う電力不足への対応について」を掲載し、節電への取組を推進するとともに、顧客への説明を実施している。

○9月14日付で、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則における本人特定事項の確認方法等に関し、以下の特例を整備して労働金庫に周知。

- ・ 平成30年北海道胆振東部地震に係る寄附のために行われる現金送金は、その額が200万円以下のものに限り取引時確認義務の対象から除く。
- ・ 被災者が労働金庫において口座開設する際の本人確認は、本人確認書類が無くとも暫定的に被災者の申告で可能とする。

(6) 北海道労働局の対応状況について

- ・ 9月8日(土)・9日(日)に電話(北海道労働局総務部総務課)で労働相談を受付け。

14 雇用関係

(1) 雇用保険

- ・ 9月6日付 北海道労働局宛に事務連絡を發出し次の事項を指示。(事務連絡「胆振地方中東部を震源とする地震による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」)

① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等

② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

・ 9月6日付 「胆振地方中東部を震源とする地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A」を厚労省HPに掲載するとともに、関係労働局宛にその旨を情報提供。

・ 9月11日付事務連絡で、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、都道府県労働局に指示。（事務連絡「平成30年北海道胆振東部地震に係る労働保険料等の取扱いについて」）

(2) 雇用保険及び雇用調整助成金

・ 9月6日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し、雇用保険の特別措置及び雇用調整助成金について、事業主及び労働者に対して周知を徹底するように指示。（事務連絡「雇用保険の特別措置及び雇用調整助成金の周知徹底について」）

(3) 障害者雇用関係

・ 9月11日付事務連絡で、被災地域に事業所のある企業については、企業からの申し出により、障害者雇用納付金の納付期限を猶予していただくよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して要請。こうした要請を行った旨を、都道府県労働局に対しても周知。（事務連絡「平成30年北海道胆振東部地震による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」）

(4) 派遣労働者の雇用の安定に係る対応

・ 9月12日付 地震に伴い派遣先が派遣契約を中途解除した場合等に、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた「平成30年北海道胆振東部地震に伴う派遣労働に関する労働相談Q&A」を公表。

15 職業能力開発施設関係

(1) 職業能力開発施設の被害状況

現時点で被害報告無し。訓練は休校等で対応。引き続き情報収集に努める。

16 生活福祉資金関係

- 9月19日付けで、各都道府県に対して、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について、被災世帯への対象拡大など貸付要件の緩和等を周知。

17 災害ボランティア関係

- 全国社会福祉協議会によると、発災から9月18日までに、厚真町、安平町、むかわ町において、4千5百人を超えるボランティアの方々が活動

(参考)ボランティア数の内訳(北海道胆振東部地震のボランティア人数)

自治体名	発災から 9月15日まで	9月16日	9月17日	9月18日	合計
厚真町	831	214	151	171	1,367
安平町	1,073	266	249	108	1,696
むかわ町	722	387	200	151	1,460
合計	2,626	867	600	430	4,523

- ア 厚真町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置(9/7)。
 - ・ 9月10日からボランティアの募集・活動開始。
 - ・ 対象は、北海道内の方のみ。
 - ・ 9月18日分までの募集は終了。
- イ 安平町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置(9/8)。
 - ・ 9月10日からボランティアの募集(事前登録が必要)・活動開始。
- ウ むかわ町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置(9/8)。
 - ・ 9月13日から正式にボランティアの募集・活動開始。

18 消費生活協同組合関係

- 9月6日付で、共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

19 独立行政法人福祉医療機構関係

- ・ 9月7日付で相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始。

20 労働局、厚生局の被害状況等

I 厚生局

- ・ 9 / 6 03:16 「北海道厚生局災害対策本部」設置
- ・ 北海道厚生局職員全員の安全を確認。

II 労働局

1 災害対策本部の設置等

- ・ 9月7日（金）北海道労働局が災害対策本部を設置

2 その他

- ・ 北海道労働局職員全員の安全を確認。

21 節電対象への周知

- 9月11日までに128関係団体等（北海道に事務所が存在する団体等）に節電に関する周知を行った。

以上